

# 魚沼市地下水の保全に関する条例施行規則

平成27年3月20日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、魚沼市地下水の保全に関する条例(平成27年魚沼市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の用に供する井戸)

第2条 条例第10条ただし書に規定する井戸とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 公共用の水道水源井戸
- (2) 前号に準ずる施設で市長が必要と認める井戸

(許可の申請)

第3条 条例第12条及び第18条の規定による申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称(法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 井戸の設置場所
- (3) 地下水の使用目的
- (4) 建築面積及び対象面積(消雪用井戸に限る。)
- (5) 事業地面積(事業用井戸に限る。)
- (6) 井戸の掘さく深度及びケーシングの口径
- (7) 揚水機の仕様及び吐出口径
- (8) 1日当たりの最高取水予定量
- (9) 1宅地又は1事業地における他の井戸の有無及びその本数
- (10) 他の井戸における揚水機の仕様及び吐出口径
- (11) 地下水の利用計画(事業用井戸に限る。)
- (12) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 井戸の設置場所の位置を示す図面

- (2) 井戸の構造図
- (3) 消雪に利用する場合は、建築面積及び対象面積を示す図面
- (4) 道路の消雪に利用する特別許可の場合は、消融雪設備における設計基準等による算定根拠
- (5) 地下水の利用計画書(事業用井戸に限る。)
- (6) 借地の場合は、土地所有者の承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面  
(工事完了の届出)

第4条 条例第17条の規定による届出をしようとする者は、井戸設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(更新の届出)

第5条 条例第19条の規定による届出をしようとする者は、揚水機更新届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(揚水量の定期報告)

第6条 条例第20条の規定による報告は、毎年4月末日までに、前年度の地下水の揚水量等について地下水の揚水量報告書(様式第4号)に記載し、市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 条例第21条の規定による届出をしようとする者は、井戸廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(表示板の様式)

第8条 条例第15条に規定する表示板の様式は、様式第6号のとおりとする。

(立入調査をする職員の身分証明)

第9条 条例第24条第2項に規定する身分証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則の廃止)

2 魚沼市地下水の採取に関する条例施行規則(平成16年魚沼市規則第140号)は廃止する。